



飼養衛生管理基準のポイント 第17号

令和3年8月11日

～II-15 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等①～

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。
今回は「衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等」です。

(基準本文)

15 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く）。衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内に おける交差汚染を防止するための措置を講じさせること（その者が衛生管理 区域内で降車しない場合を除く）

項目15から19は、「物」からの感染リスクを減らす対策で、
今回の項目15は「車」を対象とした対策じゃ。



農場に入る車両の消毒だね。入口に消毒用の機械も置いてあるし、石灰も撒いてあるよ。



そうじゃな。車両消毒設備の設置は、ほとんどの農場で実施できている項目じゃから、細かい部分を確認してみることにしよう。



1つ目は、消毒を実施している対象車両じゃ。
飼料以外の入場業者はどうじゃ？機械やガスなんかの「メンテナンス業者」に実施が徹底されてない農場がよくあるぞ。
それと、意外とできてないのが「従業員の車両」じゃ。外来者以外には必要ない、と誤解している場合がみられるぞ。



2つ目は、消毒薬じゃ。
あたりまえのことじゃが、使用している薬剤の説明書に従った濃度で使用するんじゃよ。
もったいないからと消毒薬を薄めすぎてはダメじゃ。
それから、プール式の場合は、汚れたら交換するんじゃよ。



3つ目は、石灰帯じゃ。

「なんちゃって石灰」になっておらんか？土が見えない程度の石灰を散布し、定期的に撒きなおさないと効果が維持できんぞ。石灰帯の長さや幅も十分にとる必要があるぞ。



それから、石灰帯と消毒薬を併用している場合は、消毒場所の注意が必要じゃ。

石灰帯のうえで薬液消毒をしたり、消毒薬が石灰帯に流れていったりしておらんか？

石灰は一度濡れて濁くと効果がなくなってしまうから、あっという間に石灰の効果がなくなってしまうぞ。

消毒薬で湿っている状態がキープできれば一番いいんじゃが、そうでないなら石灰帯の場所を考える必要があるぞ。



そうか。車両が通るたびに石灰まいてられないしな...

石灰は湿った状態で pHが高くなる事で消毒効果を発揮するんじゃ。

消毒薬で消毒した後に石灰帯を通過するのが効果的じゃな。



区域内



石灰帯 + 消毒

区域内



石灰帯 ← 消毒：タイヤを濡らして！

4つ目は、車内での交差汚染の防止じゃが、これは、次回につづく～、じゃ。



何かご不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください
 岩手県南家畜保健衛生所 担当：中小家畜課
 TEL：0197-23-3531 FAX：0197-23-3593
 E-mail：CE0003@pref.iwate.jp

